

プロジェクト 概念フレームワーク**項目 概念フレームワーク - 第1章「一般目的財務報告の目的」及び
第2章「有用な財務情報の質的特性」****I. 本資料の目的及び構成**

1. 本資料は、2015年5月に国際会計基準審議会（IASB）より公表された公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念 ED」という。）のうち、概念 ED の第1章「一般目的財務報告の目的」及び第2章「有用な財務情報の質的特性」の概要を説明するとともに、概念 ED に対するコメントの方向性についてご意見をいただくことを目的として作成している。なお、本資料は、2015年8月31日に開催された ASAF 対応専門委員会における議論を踏まえたものである。
2. IASBは、2004年に、「財務報告に関する概念フレームワーク¹」（以下「概念フレームワーク」という。）を改訂するためのプロジェクトを米国財務会計基準審議会（FASB）と共同で開始し、2010年に、両者は共同で「第1章 一般目的財務報告の目的」及び「第3章 有用な財務情報の質的特性²」を公表している³。このため、今回の概念フレームワークの見直しにあたっては、「一般目的財務報告の目的」及び「有用な財務情報の質的特性」の章について大幅な見直しを行うことは予定されていない。
3. ただし、IASBは、2013年7月に公表されたディスカッション・ペーパー『『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し』（以下「概念 DP」という。）に寄せられたコメントを踏まえ、市場関係者から特に強い意見が寄せられた領域について見直しの検討を行っており、概念 EDにおいて限定的に見直しの提案がされている。
4. 以下において、IASBから見直しの検討がされた部分について、次の内容についてご説明する。

(1) 概念 ED における提案の内容及び背景

¹ IASBによる概念フレームワークは、IASBの前身である国際会計基準委員会（IASC）が1989年に公表した「財務諸表の作成及び表示のためのフレームワーク」（以下「2010年改訂前の概念フレームワーク」という。）を基礎としている。

² 2010年時点では、第2章として「報告企業」の章を設けることが予定されていたが、概念 EDでは、概念フレームワークの章立てが変更されており、「有用な財務情報の質的特性」が第2章とされている。

³ 概念フレームワークについて見直しが検討されていた論点のうち、第1章と第3章以外の見直しについては、他のプロジェクトにリソースを優先的に配分するため、一旦中断された。

- (2) 概念 DP に対する当委員会からのコメント
- (3) 概念 ED における質問項目
- (4) 当委員会事務局による分析
- (5) コメントの方向性（案）

II. 第1章「一般目的財務報告の目的」に関する修正提案

5. IASB は、概念 ED の公表に先立ち、次の点について見直しの検討を行っている。

(1) 受託責任 (Stewardship)

(2) 主要な利用者

受託責任 (Stewardship)

(提案の内容)

6. 概念 ED では、受託責任について、次の変更を提案している。

- (1) 現行の概念フレームワークでは明示されていない「受託責任」(stewardship)という用語を新たに用いて、受託責任の考え方（企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたか）を説明する（1.3 項⁴）。
- (2) 現行の概念フレームワークにおいて、受託責任に関する情報は「企業への将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期及び不確実性（見通し）に関する評価」に必要な情報の一部とされていたが、両者を並列的な扱いとする（1.3 項及び 1.4 項）。
- (3) 受託責任を果たすうえで必要な情報に関する説明を移動したうえで、一部追加する（1.4 項、1.22 項及び 1.23 項）。

(提案の背景)

7. 2010 年改訂前の概念フレームワークでは、「受託責任」及び「説明責任」という用語が明示的に言及されていた（本資料別紙 2 第 1 項参照）。しかし、2010 年の概念フレームワークの見直しにおいて、「受託責任」という用語を他の言語に翻訳することが困難であるという理由から当該用語を削除した一方、「受託責任」の考え方を、利用者が企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価する際に役立つ情報の一部として、「企業の経営者及び統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたのかに関する情報」が必要として説明している（概念フレームワーク 0B4 項）。

8. しかし、当該修正について、欧州関係者からこれまで「受託責任」を果たすうえで有用な情報提供の側面を軽んじているように見受けられる等の理由から、強い懸念が示されていた。また、概念 DP に対しても多くの関係者から、「財務報告の

⁴ 項番号は、特段の言及がない限り、概念 ED におけるものと付している。

目的の 1 つは経営者に説明責任を持たせることであるが、現行の概念フレームワークでは当該考え方方が十分に明示されていない」というコメントが示された(BC1.8 項)。

9. IASB は、「受託責任」を果たすうえで有用な情報提供の側面を軽んじているという指摘は誤解であるほか、「受託責任」に関する情報は、ほとんどの場合、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するために必要とされる情報と同じであるが、経営者報酬や他の関連当事者取引に関する情報を含め、必ずしもこれに該当しない情報もあると考えた。このため、概念 ED では、「受託責任」という用語を復活させるとともに、両情報を並列的な取扱いとすることが提案されている。
10. なお、IASB は、「受託責任」の評価に資する情報の提供を、「投資の購入、売却又は保有のいずれを行うべきかの意思決定に資する情報の提供」と並列的に財務報告の目的そのものとすべきとのコメントについては、次の理由から、棄却している(BC1.10 項)。
 - (1) 経営者の受託責任に資する情報は、投資の購入、売却又は保有のいずれを行うべきかの意思決定(すなわち、資源配分の意思決定)を行うために使用される情報の一部である。例えば、受託責任に関する情報は、(投資を売却せず)投資を保有し、経営を改善しようとする意思決定に有用である。
 - (2) 財務報告の目的が 2 つ存在する場合、混乱が生じる可能性がある。

(概念DPに対する当委員会からのコメント)

11. 当委員会からは、「受託責任」について、概念 DP に対して、次のコメントを行っている。
 - (1) 経営者が「受託責任」や「説明責任」を果たすことの重要性については同意するものの、これらが財務報告における最も重要な目的であるとは考えていない。
 - (2) 「受託責任」や「説明責任」を果たすための情報と企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つ情報は、重複する部分が多いものの、両者の目的に照らして有用と考えられる情報の範囲が結果として相違する場合があるため、別個の目的である旨を明示することを提案する。

(概念EDにおける質問項目)

12. 概念 ED では、受託責任に関して、以下の質問がされている。

質問 1——第 1 章及び第 2 章の変更案

以下の提案を支持するか。

(a) 財務報告の全体的な目的の議論の中で、企業の資源に係る経営者の受託責任を評価するために必要とされる情報を提供することの重要さをより強調すること

賛成又は反対の理由は何か。

(当委員会事務局による分析)

13. 本件に関する当委員会事務局による分析は、次のとおりである。

- (1) 「受託責任」の評価に資する情報と企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しの評価に資する情報は、限定的にではあるが、相違する場合があると考えられる（経営者の報酬等）。したがって、「受託責任」の評価に資する情報は、少なくとも、「企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通し」の評価に資する情報に含まれるという整理は必ずしも適切でないと考えられる。
- (2) 「受託責任」の位置づけについては、欧州関係者から強い主張がされてきた。この点、2015年7月に欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）から公表されたコメントレターのスタッフ草案⁵において、次のような記述がされている。
- ① 「受託責任」により焦点が当たるような記載にしたことについては評価するが、「受託責任」の評価に資する情報の全てが、投資の売買や保有の意思決定に必要な情報とは限らない。このため、「受託責任」の評価に有用な情報の提供を「投資の売買や保有の意思決定」に有用な情報の提供と並列的に、財務報告の目的として位置づけるべきである。
- ② たとえば、既存株主が投資の売却を検討していないが、経営者の評価にのみ関心を有している場合があり得る。こうした場合、既存株主は、長期的な価値の創造を達成するために企業が採用した戦略に関する情報が必要となりうるほか、経営者の報酬水準を決定するうえで、経営の有効性を評価するために有用な情報が必要となるかもしれないと考えられる。
- (3) しかし、EFRAG から指摘されている企業の戦略に関する情報等は、既存株主が投資の全部又は一部について継続的に「保有」するか否かの意思決定を行ううえで必要な情報という位置づけで整理することがより適切と考えられる。

⁵ EFRAG は、IASB の公開草案に対するコメントレターを最終化するうえで、事前にスタッフ草案を公表し、これについて寄せられた欧州関係者からのコメントを踏まえて、コメントレターを最終化して IASB に提出するというプロセスを採用している。

(参考)「受託責任」の位置づけに関する見解の比較

一般目的財務報告の目的（現行の概念フレームワーク）

既存及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が、持分商品や負債商品の購入/売却/保有を行うか、融資やその他の信用供与を行うか/止めるかの意思決定に有用な情報の提供（OB2 項）

企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しの評価に資する情報の提供（OB3 項）

受託責任の評価に資する情報の提供（OB4 項）

（注）「受託責任」という用語は用いていない。

一般目的財務報告の目的（概念EDにおける提案）

既存及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が、持分商品や負債商品の購入/売却/保有を行うか、融資やその他の信用供与を行うか/止めるかの意思決定に有用な情報の提供（1.2 項）

企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しの評価に資する情報の提供（1.3 項）

受託責任の評価に資する情報の提供（1.3 項）

一般目的財務報告の目的（EFRAGによるコメントレターのスタッフ草案における提案）

既存及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が、持分商品や負債商品の購入/売却/保有を行うか、融資やその他の信用供与を行うか/止めるかの意思決定に有用な情報の提供

受託責任の評価に資する情報の提供

企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しの評価に資する情報の提供

(コメントの方向性案)

14. 上記の分析を踏まえ、概念 ED の提案を支持してはどうか。

主要な利用者

(提案の内容)

15. IASB は主要な利用者 (primary users) の定義について変更の提案をしていない。

(提案の背景)

16. 現行の概念フレームワークでは、「情報提供を企業に直接要求することができず、必要とする財務情報の多くを一般目的財務報告書に依拠しなければならない現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者」を主要な利用者としている（概念フレームワーク OB5 項）⁶。

17. この点について、概念 DP に対して、コメント提出者の一部から、次のような見解が示された。

(1) 現行の概念フレームワークにおける主要な利用者グループの定義は狭すぎるため、従業員、顧客、仕入先、規制機関等を含めるように拡張すべきである (BC1. 11 項)。

(2) 現行の概念フレームワークにおける主要な利用者グループの定義は広すぎるため、これをより高いリスクに晒されている「企業に対する持分請求権の保有者」（あるいは企業に対する最残余クラスの持分請求権の保有者）に限定すべきである (BC1. 12 項)。

18. しかし、概念 DP に対するコメント提出者が提起した論点の中には、IASB が概念フレームワークの第 1 章を開発した際に検討していなかった新しい論点はなかった。また、主要な利用者の共通の情報ニーズに焦点を当てることは、報告企業が主要な利用者の一部に最も有用と考えられる追加的な情報提供を行うことを排除するものではない。このため、IASB は、「主要な利用者」に関する記述の変更を概念 ED において提案していない (BC1. 13 項)。

⁶ IASB は、2010 年に第 1 章「一般目的財務報告の目的」を最終化するにあたって、主要な利用者に関する記述について検討を行った際、主要な利用者をより広範に位置付けるアプローチ、より狭く位置づけるアプローチの双方を検討したほか、主要な利用者について階層付けを行うアプローチについても検討を行っているが、いずれも棄却している。

(概念DPに対する当委員会によるコメント)

19. 主要な利用者について、概念 DP では特段コメントしていない。
20. ただし、IASB から 2008 年に公表された「財務報告の概念フレームワークの改訂案」の第 1 章「財務報告の目的」及び第 2 章「意思決定に有用な財務報告情報の質的特性及び制約条件」に対して、当委員会から次の内容のコメントレターを提出している（本資料別紙 3 参照）。
 - (1) 必要な情報は利用者により異なる。このため、すべてのクラスの利用者に共通した公約数としての情報の提供を目指した場合、提供される情報は減少し、その結果、それぞれのクラスの利用者にとっての情報の有用性は低下する可能性があると考えられる。
 - (2) 資本提供者の中で最終的なリスクを負担する株主が最も多くの情報を必要としている。そのため、最も多くの情報を必要とする株主に焦点を合わせることにより、それ以外の利用者の要求も基本的に満たされると考えられる。それでも、なお不足する他の資本提供者の情報ニーズがあれば、その部分について追加的に開示を求めることが良いと考えられる。

(概念EDにおける質問項目)

21. 主要な利用者について、概念 ED において明示的な質問はなされていない。

(当委員会事務局による分析)

22. 概念 ED の提案に関する当委員会事務局による分析は、次のとおりである。
 - (1) 主要な利用者に関する議論は、概念 ED 第 3 章「財務諸表と報告企業」における「財務諸表が誰の観点から作成されるべきか」に関する議論と関連するため、コメントに当たっては、両者の整合性に留意する必要があると考えられる。
 - (2) 仮に財務諸表を親会社株主の観点から作成すべきと考える場合、主要な利用者を（現在の又は潜在的な）報告企業の株主とすることが最も親和性が高いと考えられる。このため、主要な利用者について、2008 年に IASB により公表された公開草案に対する当委員会のコメントと同様に、資本提供者の中で最終的なリスクを負担する株主に焦点を当てるよう、主要な利用者に関する記述を変更するようにコメントすることが考えられる。
 - (3) ただし、概念フレームワークでは、「主要な利用者の共通の情報ニーズに焦点を当てることは、報告企業が主要な利用者の一部に最も有用と考えられる追加的な情報提供を行うことを排除するものではない」（概念フレームワーク OB8

項)とされていることから、一般目的財務報告書の主要な利用者については現行の概念フレームワークの記述（本資料第16項参照）を維持しつつ、親会社株主の観点を最も重視して財務諸表の作成が行われるべきという記述も可能という見解もある。

- (4) いずれにせよ、IASB がこれまでに検討していない新たな観点を提起することは困難と考えられる。

(コメントの方向性案)

23. 「主要な利用者」については、現行の概念フレームワークにおける記述について修正提案を行わないとしてはどうか。他方、概念 ED 第3章「財務諸表及び報告企業」における記述（概念 ED 3.9 項）へのコメントについては、審議事項(1)-3「概念フレームワーク－第3章『財務諸表及び報告企業』」の「財務諸表の役割」に関するコメントの方向性の記載を参照いただきたい。

ディスカッション・ポイント

第1章「一般目的財務報告の目的」に関する概念 ED の変更案及びコメントの方向性案について、ご質問やご意見があればお伺いしたい。

III. 第2章「有用な財務情報の質的特性」に関する修正提案

24. IASBは、概念EDの公表に先立ち、次の点について見直しの検討を行っている。

- (1) 慎重性 (Prudence)
- (2) 形式に対する実質の優先 (Substance over form)
- (3) 測定の不確実性 (信頼性)

慎重性 (Prudence)

(提案の内容)

25. 概念EDでは、「慎重性」について、次の変更を提案している (2.18項)。

- (1) 「慎重性」の概念を不確実性の状況下で判断を行う際に警戒心行使することであるとし、「中立性⁷」を支えるものとして復活させること
- (2) 「慎重性」の行使は、資産及び収益を過大表示せず、負債及び費用を過小表示しないことを意味するが、資産及び収益の過小表示や負債及び費用の過大表示を認めるものではないという説明を追加すること

(提案の背景)

26. 「慎重性」は、2010年改訂前の概念フレームワークでは言及されていた（本資料別紙2第2項参照）。しかし、2010年に公表した概念フレームワークでは、IASBは、「慎重性」が「中立性」と不整合となる形で解釈される可能性を懸念し、これを削除した。

27. 概念DPに対するコメント提出者の多くは、次のような理由から、概念フレームワークにおいて「慎重性」への言及を復活させるべきという見解を示した(BC2.5項)。

- (1) 会計基準の中には、慎重性を動機としたものと一部の人々が見ている会計処理があるため、慎重性を概念フレームワークの中で説明して、それを整合的に適用できるようにすることが重要である。
- (2) 慎重性は、経営者の楽観主義への自然な偏りを中和するために必要である。
- (3) 投資者は、アップ・サイドのリスクよりもダウン・サイドのリスクをより懸念している。慎重性はこの懸念に対処するのに役立つ。

⁷「中立性」とは、忠実な表現の特性の1つであり、財務情報の選択又は表示に偏りがないことであるとされている（概念フレームワーク QC14項）。

- (4) 慎重性の行使は、株主と経営者の利害を揃えるのに役立ち、モラル・ハザードを減少させる可能性がある。
28. IASB は、慎重性に関して、(1)不確実性の状況下で判断を行う際に用心深くあることの必要性を指していると解されている場合（注意深さを意味するもの）と(2)損失は利得よりも早い段階で認識されると解されている場合（非対称性を意味するもの）があることに留意した（BC2. 6 項）。
29. 慎重性の理解及び解釈は中立性という用語の理解と結びついており、IASB は、中立性について、(1)選択した会計方針を中立的な（偏りのない）方法で適用すること（会計方針の中立的な適用）と(2)目的適合性のある情報を提供するために会計方針を選択すること（中立的な会計方針の選択）という 2 つの側面を識別している（BC2. 7 項）。

「注意深さ」という意味での慎重性

30. 「注意深さ」という意味での慎重性については、本資料第 29 項(1)の「会計方針の中立的な適用」という側面での中立性に役立つ可能性があるため、IASB は概念フレームワークに再導入することを提案している。IASB は、当該概念を再導入することにより、次のことが期待されるとしている（BC2. 9 項）。
- (1) 作成者、監査人及び規制当局が、経営者が楽観主義に傾く可能性があるという自然な偏りを中和するのに役立つこと
- (2) 経営者が報告企業の会計方針を適用する際の偏りを中和することのできる厳格な基準を IASB が開発するのに役立つこと

31. 2010 年改訂で「慎重性」という用語が削除されたことにより、関係者の一部から、IFRS に準拠して作成された財務情報は中立的でなく、慎重性を欠くものでもあると主張され、慎重性の理解に混乱が生じていた。このため、IASB は、当該用語を再導入して、警戒心は両方の方向に働く（資産及び負債が過大表示も過小表示もされないようにする）旨を明確に説明することにより、こうした混乱が減少すると考えている（BC2. 10 項）。

「非対称性」という意味での慎重性

32. IASB は、「非対称性」は必ずしも中立的な会計方針を選択するか否かに関する「中立性」と不整合とはならないと考えている（BC2. 11 項）。
33. IASB は、中立的な会計方針の選択とは、利用者が財務情報を有利又は不利に受け取る確率の増大を意図しない方法で会計方針を選択することを意味するものとし、

次のような説明を行っている（BC2.12 項及び BC2.13 項）。

(1) 企業が財政状態計算書において企業全体の価値を認識することを要求するものではない。

(2) すべての資産及び負債を現在価額で測定することを要求するものではない。

(3) 歴史的原価で測定される資産についての減損テストを禁止するものではない。

歴史原価での測定（減損テストを含む）は、当該測定基礎が偏りなしに選択されている（すなわち、財務情報が利用者に有利又は不利に受け取られる確率を増大させるための、歪曲、ウェイトづけ、強調、軽視、その他の操作が行われていない）場合には、中立性と整合的である。

(4) すべての資産及び負債の認識を要求するものではない。

34. IASB は、利得と損失を非対称に扱う会計方針は、その選択が、表現しようとしているものを忠実に表現する目的適合性のある情報をもたらすことを意図している場合、概念 ED における提案に従って選択できると考えている。このようなアプローチは多くの基準に反映されており、例えば、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」では、偶発負債と偶発資産について異なる認識の閾値を要求している（BC2.14 項）。

35. 一方、IASB は、すべての状況で非対称な慎重性を適用することは適切でなく、概念フレームワークにおいて非対称な慎重性を有用な財務情報の必要な特性として識別すべきではないと考えており、このため、「非対称性」という意味での慎重性は概念EDの本文には記載せず、結論の根拠において説明がされている。特に、IASB は、「非対称性」という意味での慎重性を適用することによる帰結として、一部の関係者が主張する次のアプローチは、以下に記載する理由から適切でないと考えている（BC2.14 項）。

(1) すべての未実現利得の認識を禁止すること（理由：状況によっては、例えば、多くの金融商品の測定、未実現利得の認識は、財務報告書の利用者に目的適合性のある情報を提供するために必要である。）

(2) 観察可能な市場価格の裏付けのない未実現利得の認識を禁止すること（理由：状況によっては、未実現利得の認識を要求するかもしれない資産又は負債の現在価額測定は、たとえ現在価額を見積らなければならない場合であっても、財務報告書の利用者に目的適合性のある情報を提供する。）

(3) 企業が、資産について選択した測定基礎を用いた偏りのない見積りよりも低い

金額で資産を測定したり、そうした金額よりも高い金額で負債を測定したりすることを認めること（理由：そのようなアプローチは、目的適合性のある情報をもたらすことはできず、忠実な表現を提供できない。）

(概念DPに対する当委員会によるコメント)

36. 当委員会からは、「慎重性」について、概念 DP に対して、「慎重性」の意味を明確化することを有用としたうえで、注意深くあることが重要である旨を強調しつつ、2010 年改訂前の概念フレームワークの記述を復活させることを提案した。

(概念EDにおける質問項目)

37. 概念 ED では、「慎重性」に関して、以下の質問がされている。

質問 1——第 1 章及び第 2 章の変更案

以下の提案を支持するか。

- (b) 慎重性の概念（不確実性の状況において判断を行う際の警戒心として記述）への明示的な言及を再び導入し、慎重性は中立性を達成する上で重要である旨を記述すること

賛成又は反対の理由は何か。

(当委員会事務局による分析)

38. 概念 ED の提案に関する当委員会事務局による分析は、次のとおりである。

「注意深さ」という意味での慎重性

- (1) 「注意深さ」という意味での慎重性は、財務情報の有用性を向上させるうえで大きな意味を果たすと考えられる一方、「慎重性」の概念は、人によって異なる形で言及されることがあり、「保守的な偏向」と「不確実性がある中で見積りを行うにあたって十分な注意を払って判断を行うこと」では、意味合いが大きく異なる。そのため、関係者の誤解を減らすため、「慎重性」の概念を再導入するとともに、「注意深さ」という意味の「慎重性」を明確化する提案を支持する。

「非対称性」という意味での慎重性

- (2) 「非対称性」という意味での慎重性については、欧州関係者、とりわけ、EFRAG から強い主張がされてきた。この点、2015 年 7 月に EFRAG から公表されたコメントレターのスタッフ草案において、次のような記述がされている。

- ① EFRAG は、概念フレームワークに慎重性の概念を再導入し、慎重性が、い

かなる望ましくない偏りを財務報告にもたらすことなく、資産（又は収益）及び負債（又は費用）の認識が非対称になりうることを結論の根拠に示したこととを支持している。しかし、当該結論を概念フレームワークの本文において明確に記載するべきであると考えている。

- ② EFRAG は、慎重性と中立性は合わせて信頼性のある情報を支えるため、慎重性を中立性の下位に位置付けるべきではないと考えている。
 - ③ 慎重性は、財務諸表作成者の行動だけでなく基準設定にも影響を与えるため、基準の設定にどのような影響を与えるかということを強調して慎重性を説明すべきであるとしている。
- (3) 現行の会計基準では、例えば、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」において、偶発負債と偶発資産について異なる認識規準が適用されている等、資産と負債の認識規準が必ずしも対称的となっていないものがある。また、こうした要求事項については、比較的、広く関係者の間で合意が得られている。このため、少なくとも、一般的に、会計基準において、資産と負債の認識や収益と費用の認識規準を常に対称的とすることは必要ではないと考えられる。他方、金融商品（デリバティブ契約等）のように、資産と負債の認識規準や収益と費用の認識規準を対称的にすることが財務情報の目的適合性を高めるうえで有用と考えられる場合もある。

（コメントの方向性案）

「注意深さ」という意味での慎重性

39. 概念 ED における提案は、概念 DP に対する当委員会によるコメントと整合的に、慎重性の概念（注意深さとしての慎重性）を概念フレームワークに再導入することを提案するものであり、これにより関係者の誤解を減らすことができると考えられる。このため、「注意深さ」という意味での慎重性の概念を概念フレームワークに復活させるという IASB の提案を支持してはどうか。

「非対称性」という意味での慎重性

40. すべての状況で「非対称性」という意味での慎重性を適用することは適切ではないため、「非対称性」という意味での慎重性を第 2 章「有用な財務情報の質的特性」に復活させないという IASB の提案を支持してはどうか。
41. ただし、認識規準について、資産と負債、又は、収益と費用とで非対称な取扱いとなることが適切と考えられる場合がある旨を概念フレームワークの本文で記述することは有用と考えられる。このため、少なくとも、第 5 章「認識及び認識の

「中止」の認識規準に関する説明において、目的適合的な情報の提供に関する考慮事項として、これについて記載すべき旨をコメントしてはどうか。

形式に対する実質の優先 (Substance over form)

(提案の内容)

42. 忠実な表現は、単に法的形式に関する情報を提供するのではなく、経済現象の実質に関する情報を提供するものであり、基礎となる経済現象の経済的実質と異なる法的形式についてだけの情報の提供は、忠実な表現をもたらさない旨を明確化することが概念 EDにおいて提案されている (2.14 項)。

(提案の背景)

43. 2010 年改訂前の概念フレームワークでは、形式に対する実質の優先を忠実な表現の特徴の 1 つとしていた。しかし、現行の概念フレームワークでは、当該記述は、忠実な表現と重複するものであるという理由で記載されていない⁸ (概念フレームワーク BC3.26 項)。

44. この点について、概念 DP に対するコメント提出者的一部から、概念フレームワークにおいて「形式に対する実質の優先」について明示的な言及を行うべきという見解が示された。IASB は、次の理由から、当該考え方の記述を復活させることを提案している (BC2.19 項及び BC2.20 項)。

- (1) この点について明示的に言及することにより、当該考え方に関する明瞭性が高まると考えられる。
- (2) 何かを法的形式に従って会計処理することは、当該項目の経済的実質が異なる場合には、(たとえ適切な開示を付したとしても) 忠実な表現をもたらすことができない。
- (3) 形式に対する実質の優先を信頼性の一側面として扱っていた 2010 年改訂前の概念フレームワークと整合的である。

(概念DPに対する当委員会からのコメント)

45. 当委員会からは、「形式に対する実質の優先」について、概念 DP に対して、特段コメントしていない。

⁸ 結論の根拠において、法的形式に従って会計処理することは必ずしも忠実な表現をもたらさないという記述がされている。

(概念EDにおける質問項目)

46. 概念 ED では、「形式に対する実質の優先」に関して、以下の質問がされている。

質問 1——第 1 章及び第 2 章の変更案

以下の提案を支持するか。

- (c) 忠実な表現は、単に経済的現象の法的形式を表現するのではなく、経済的現象の実質を表現するものである旨を明示的に記述すること

賛成又は反対の理由は何か。

(当委員会事務局による分析)

47. 概念フレームワークにおいて、一般目的財務報告は報告企業の財政状態（企業の経済的資源及び報告企業に対する請求権に関する情報）、及び、報告企業の経済的資源及び請求権を変動させる取引その他の事象の影響に関する情報を提供するものと説明されている（概念フレームワーク OB12 項）。また、財務報告書は、経済現象 (economic phenomena)を言語と数字で表現するものとされている（概念フレームワーク QC12 項）。
48. このため、報告企業に関する有用な財務情報を提供するためには、経済的実態と法的形式とが整合しない場合、経済現象が忠実な表現となるようにすることを、法的形式に優先させることが必要と考えられる。このため、概念 ED における「形式に対する実質の優先」の明示的な記述に関する提案について、支持することが考えられる。
49. なお、2015 年 7 月に EFRAG から公表されたコメントレターのスタッフ草案において、次のような記述がされている。
- (1) EFRAG は、「形式に対する実質の優先」の再導入を支持している。
- (2) しかし、EFRAG は、企業がどのような権利及び義務を有しているかを評価する際に、法的な側面は重要な役割を果たし、経済的実質を分析するための基礎（法的実質）となると考えるため、法的な取決めを考慮せずに、取引の経済的実質のみを独立して考慮すべきとは考えていない。このため、法的形式と経済的実質の違いだけでなく、法的形式（legal form）と法的実質（legal substance）の違いを明確に概念フレームワークで説明すべきであると考えている。

(コメントの方向性案)

50. 概念 ED の提案を支持してはどうか。

測定の不確実性（信頼性）

（提案の内容）

51. 概念 ED では、「信頼性」について、次の提案をしている（2.12 項及び 2.13 項）。
- (1) 有用な財務情報の質的特性に「信頼性」を復活させず、「忠実な表現」を維持する。
 - (2) 「測定の不確実性」の程度は、財務情報の「目的適合性」に影響を与える 1 つの要因であり、「測定の不確実性」の程度と情報の「目的適合性」を高める他の要因との間にトレード・オフがある。

（提案の背景）

52. 2010 年改訂前の概念フレームワークにおいては、「信頼性」は次のように述べられていた（BC2.21 項）。
- (1) 有用な財務情報の 2 つの質的特性のうちの 1 つが信頼性である。
 - (2) 情報は、重要な誤りや偏りがなく、表現しようとしているものを忠実に表現していると利用者が依拠できる場合には、信頼性がある。
 - (3) 信頼性のある情報の特性は、形式に対する実質の優先、中立性、慎重性及び完全性である。
53. しかし、「信頼性」は、関係者の間で共通の理解がなく、一部の関係者から「検証可能性」又は「重要な誤謬がないこと」（すなわち、測定の不確実性のレベルが許容可能であること）のみを意味するものとして誤解されていたとして、2010 年の概念フレームワークの改訂において、「忠実な表現」に置き換えられた（BC2.22 項）。
54. 概念 DP に対するコメント提出者の一部から、「信頼性」を概念フレームワークにおいて復活させるべきであるという見解が示されたが、IASB は、次の理由により、有用な財務情報の質的特性として、「信頼性」を復活させず、「忠実な表現」を概念フレームワークにおいて維持することを提案している（BC2.24 項）。
- (1) 「忠実な表現」という用語を用いることによって、「信頼性」という用語の意味に関する誤解を避けることになる。
 - (2) 現行の概念フレームワークは、すでに見積りにおける不確実性のレベルが非常に大きい場合には、見積りは目的適合性のある情報を提供しないかもしれないという考え方を説明している（概念フレームワーク QC16 項）。しかし、当該考えは明瞭ではなく、現行の概念フレームワークの読者の多くはそれを見落して

いるようであった。このため、IASBは測定の不確実性について明確にすることを意図したいくつかの変更を提案している⁹。

- (3) これらの変更は、測定の不確実性のレベルが見積りの目的適合性に影響を与えること及び測定の不確実性のレベルと情報の目的適合性を高める他の要因との間にトレード・オフがあることを明確にしている。当該トレード・オフは、以前に「目的適合性」と「信頼性」との間に存在すると記述されていたトレード・オフ¹⁰と同様であるとIASBは考えている。
- (4) IASBは、上記の考え方をより明確にするために、概念 EDにおいて測定の不確実性に関する説明について記述を拡充している。この結果、IASBは、「信頼性」への言及を再導入することは不要となると考えている。

図表 1: 「信頼性」と「忠実な表現」との比較

2010年改訂前の概念フレームワーク 「信頼性」	概念 EDにおける提案 「忠実な表現」
表現しようとしているものを忠実に表現するものとして利用者が依拠できる	情報は、表現しようとしている現象を忠実に表現する場合には、有用である
完全である	完全である
中立的である	中立的である
重要な誤謬又は偏りがない	誤謬がなく中立的である
形式に対する実質の優先	形式に対する実質の優先
慎重性	慎重性

(概念DPに対する当委員会からのコメント)

55. 当委員会からは、「信頼性」に関して、概念 DPに対して、「目的適合性」と「忠実

⁹ 具体的な変更提案は、次のとおりである。

- ・ 財務情報の質的特性：現行の概念フレームワークの QC16 項における測定の不確実性の記述を基礎としたうえで（2.12 項及び 2.13 項）、QC16 項に基づいた例示を追加している（2.20 項）。
- ・ 認識：認識に関する決定における測定の不確実性の役割を検討している（5.20 項から 5.21 項、BC5.10 項及び BC5.45 項）。
- ・ 測定：測定に関する決定における測定の不確実性の役割を検討している（6.55 項から 6.56 項及び BC6.56 項から BC6.57 項）。

¹⁰ 例えば、ある情報が財務諸表利用者にとって関心が高いが、測定の不確実性が高い場合がある。

な表現」のトレード・オフ関係について、結論の背景の改訂という方法も含めて、現行の概念フレームワークの QC18 項の記述を明確にすることを提案している。ただし、「信頼性」を有用な財務情報の質的特性の一つとして復活させるべきとの提案は行っていない。

(概念EDにおける質問項目)

56. 概念 ED では、測定の不確実性（信頼性）に関して、以下の質問がされている。

質問 1——第 1 章及び第 2 章の変更案

以下の提案を支持するか。

- (d) 測定の不確実性は財務情報の目的適合性を低下させる可能性のある 1 つの要因であり、測定の不確実性のレベルと情報の目的適合性を高める他の要因との間にトレード・オフがある旨を明確化すること
- (e) 引き続き、目的適合性と忠実な表現を有用な財務情報の 2 つの基本的な質的特性として識別すること

賛成又は反対の理由は何か。

(当委員会事務局による分析)

有用な財務情報の質的特性に「信頼性」を復活させるべきか

57. 概念 ED の提案に関する当委員会事務局による分析は、次のとおりである。

- (1) 「信頼性」を概念フレームワークに復活させるべきという点については、欧州関係者、とりわけ、EFRAG からこれまで強い主張がされてきた。この点、2015 年 7 月に EFRAG から公表されたコメントレターのスタッフ草案において、次のような記述がされている。
 - ① EFRAG は、財務報告の基本的な質的特性として信頼性を復活させることが、すべての関係者との適切な対話及び理解を図るために、欧州関係者の観点から最適な選択肢であると考えている。
 - ② しかし、概念 ED の提案により、「慎重性」と「形式に対する実質の優先」が復活したことにより、2010 年改訂前の概念フレームワークで使用されていた「信頼性」と同様の内容が強調されている（本資料図表 1 参照）。
- (2) 「信頼性」については、当該用語が多義的に解釈されたという問題があるほか、概念 ED による提案によって、従来「信頼性」とされていたものと「忠実な表現」との内容が、概ね整合的になっている。

- (3) このため、概念フレームワークにおいて「忠実な表現」とされているものを「信頼性」にすべて置き換える場合に想定される影響や改めて「信頼性」の概念を復活させることにより生じ得る混乱を避ける等の観点から、「忠実な表現」を概念フレームワークで維持することが適切と考えられる。
- (4) 他方、FASBの財務会計の概念書第2号「会計情報の質的特性」¹¹においては、「信頼性」を支える質的特性として「検証可能性」が位置づけられており、財務諸表に表示される財務情報の質的特性として十分な検証可能性が確保されていることが重要という見解も聞かれる。この点、今回の概念フレームワークの見直しが、財務報告のうち財務諸表に焦点を当てたものであることを踏まえると、財務諸表に表示される財務情報は十分な検証可能性が確保されるものでなければならないという記述を追加する旨を提案することが考えられる。当該提案は、財務諸表の注記情報に、期末日時点で存在する事象や当期中に発生した事象に関するものを除いて、将来志向の情報は財務諸表の注記に含めるべきでないとする主張とも整合的であると考えられる。

「測定の不確実性」の位置づけ

58. 概念EDの提案に関する当委員会事務局による分析は、次のとおりである。

- (1) 当該議論において関連する「目的適合性」、「忠実な表現」、「検証可能性」の定義は、それぞれ次のとおりである。
- ① 「目的適合性」：利用者が行う意思決定に相違を生じさせることができると否かを意味し、財務情報は、予測価値、確認価値又はそれらの両方を有する場合に、意思決定に相違を生じさせることができるとされている（概念フレームワーク QC6項及びQC7項）。
- ② 「忠実な表現」：表現しようとしている現象が忠実に表現されているか否かを意味し、完璧に忠実な表現であるためには、「完全」で「中立的」で「誤謬がない」という特性を有することが必要とされている（概念フレームワーク QC12項）。
- ③ 「検証可能性」：当該情報が表示しようとしている経済現象を忠実に表現していることを利用者に確信させることに役立つもので、知識を有する独立した別々の観察者が、必ずしも完全な一致ではないとしても、特定の描写が忠実な表現であるという合意に達し得ることとされている（概念フレームワーク QC13項）。

¹¹ FASBの財務会計概念書 第2号は、2010年9月に財務会計概念書 第8号「財務報告に関する概念フレームワーク－第1章『一般目的財務報告の目的』及び第3章『有用な財務情報の質的特性』」が公表されたことに伴い、廃止されている。

ムワーク QC26 項)。

- (2) 概念 ED では、「測定の不確実性」は、資産又は負債の測定値が直接的には観察されず、見積りが必要になる場合に生じるとされている(2.12 項)。このため、測定の不確実性は、検証可能性が高くなく、忠実な表現が困難である場合に高くなると考えられる。このため、「測定の不確実性」の程度は、財務情報の「目的適合性」に影響を与える要因でなく「忠実な表現」に影響を与える要因として位置づけたうえで、「目的適合性」と「忠実な表現」との間にトレード・オフ関係を認識することが適切と考えられる。
- (3) この点、2015 年 7 月に EFRAG から公表されたコメントレターのスタッフ草案において、次のような記述がされている。
- ① 「測定の不確実性」を「目的適合性」に含めると、「有用性」と「目的適合性」の違いを理解することが困難になると考えられる¹²。
 - ② 「忠実な表現」はすべての点で正確であることを意味するものではなく(2.19 項)、許容可能な水準の測定の不確実性も包含する幅広い概念であると考えられる。このため、「測定の不確実性」は「目的適合性」の構成要素に含めて議論するよりも、「忠実な表現」に含めて議論すべきである。

(コメントの方向性案)

有用な財務情報の質的特性への「信頼性」の復活

59. 「信頼性」を復活させるべきとの提案は行わない一方、財務諸表に表示される財務情報について十分な検証可能性が確保されるものであるべき旨を、次のいずれかの場所で明示すべき旨についてコメントをしてはどうか。

- (1) 概念フレームワーク QC28 項 (概念 ED 2.31 項)
- (2) 概念フレームワークの結論の根拠 (補強的な質的特性である「検証可能性」に関する説明箇所)
- (3) 概念 ED 第 3 章「財務諸表と報告企業」 3.5 項

「測定の不確実性」の位置づけ

60. 「測定の不確実性」の程度は、財務情報の「目的適合性」に影響を与える要因で

¹² 例えば、環境損害に対する企業への請求額は、測定の不確実性のレベルに関わらず、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見込みを評価するためには目的適合的であるかもしれない。他方、当該情報は、信頼性を有しないため、認識することにより誤解を生じる可能性があるかもしれない。このような場合、請求額のすべてを認識することは信頼性のある情報とはならず、目的適合性の観点から、請求金額と状況を開示することが適切かもしれない。

なく、「忠実な表現」に影響を与える要因として位置づけるべきというコメントをしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

第2章「有用な財務情報の質的特性」に関する概念 ED の変更案及びコメントの方向性案について、ご質問やご意見があればお伺いしたい。

以上

別紙 1

概念 DP に対する当委員会からのコメント（関連する部分を抜粋）

質問 22

現行の「概念フレームワーク」の第 1 章及び第 3 章

9.2 項から 9.22 項では、2010 年に公表した現行の「概念フレームワーク」の各章を扱っており、これらの章が受託責任、信頼性及び慎重性の概念をどのように扱っているのかを論じている。IASB は、「概念フレームワーク」の残りの部分に関する作業で明確化又は修正の必要性が明らかになった場合には、これらの章の変更を行うであろう。しかし、IASB は、これらの章の内容を根本的に再検討するつもりはない。

このアプローチに同意するか。理由を説明されたい。

IASB がこれらの章の変更（これらの章が受託責任、信頼性及び慎重性を扱っている方法を含む）を検討すべきだと考える場合には、それらの変更点及びその理由を説明のこと。また、それらが「概念フレームワーク」の残りの部分にどのように影響を与えることになるのかをできる限り正確に説明のこと。

170. 我々は、IASB が 2010 年に概念フレームワークの第 1 章及び第 3 章を公表しており、今回の見直しにおいてもこれらの章について根本的な見直しを行わない方針である旨を認識している。他方、第 1 章及び第 3 章のうち、本セクションに記載されている「受託責任」、「信頼性」及び「慎重性」の概念については、欧州関係者を中心に多くの見解が示されていることを承知している。

171. 本コメントレターの第 7 項で記載しているように、我々は本 DP について意見募集を行っているが、これらの点については、我が国関係者からの関心も高く、財務諸表作成者及び利用者の双方から、これらの概念を復活させるべきという見解、又は当該概念を明確化させるべきという見解が寄せられた。

172. 「受託責任」、「信頼性」及び「慎重性」に関する我々のコメントは、次のとおりである。

(受託責任)

173. 我々は、最近の議論において、財務報告の目的について、「受託責任」や「説明責任」の重要性が様々な観点から指摘されている旨を認識している。我々は、これ

らの目的の重要性（財務報告においては、とりわけ「説明責任」を果たすことの重要性）について同意するものの、「受託責任」や「説明責任」を果たすことこそが財務報告における最も重要な目的であるとは考えていない。

174. また、我々は、企業の資源、企業に対する請求権、及び企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたかに関する情報¹³（「説明責任」を果たすための情報と言われる。）と企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つ情報¹⁴は、殆どの場合に一致すると考えている。しかし、我々は、両者の目的に照らして有用と考えられる情報の範囲が結果として相違する場合があると考えている。例えば、経営者に対する報酬の開示は、後者の目的を果たす上では必要でないかもしれないが、前者の目的を果たす上で特に重要と考えられるかもしれない。

175. 現行の概念フレームワークの OB3 項及び OB4 項における記述では、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに必要な情報に、「説明責任」を果たすための情報が常に含まれているようにも見受けられる。我々は、前項に記載したような相違を踏まえ、両者は重複する部分が多いものの、別個の目的である旨を明示するように、概念フレームワークの記述を修正することを提案する。

(信頼性)

176. 現行の概念フレームワーク¹⁵において記載されているとおり、我々は、財務情報が有用であるためには、財務情報が目的適合的であるとともに、目的適合性のある情報が忠実に表現されることが必要と考えている。

177. 我々は、現行の概念フレームワークでは、有用な情報を識別するにあたって、目的適合性と忠実な表現の均衡点を見出するために、両者を考慮するとされているほか、費用対効果のバランスについて考慮することが必要とされていると理解している¹⁶。また、我々は、必ずしも明示的ではないものの、現行の概念フレームワークでは、QC18 項において目的適合性と忠実な表現の関係がトレード・オフの関係になる場合が認識されていると考えている。

178. しかし、現行の概念フレームワークにおいて、こうしたトレード・オフ関係を許容しているかについて疑問が示されている旨を承知している。このため、我々は、現行の概念フレームワークの QC18 項の記述を明確にすることを提案する。なお、

¹³ 現行の概念フレームワーク OB4 項参照。

¹⁴ 現行の概念フレームワーク OB3 項参照。

¹⁵ 現行の概念フレームワーク QC4 項参照。

¹⁶ 現行の概念フレームワーク QC18 項及び QC35 項から QC39 項参照。

明確化にあたっては、結論の背景の改訂という方法も考えられる。

(慎重性)

179. 「慎重性」の概念は、人によって異なる形で言及されることがあり、「保守的な偏り」と「不確実性がある中で見積りを行うにあたって十分な注意を払って判断を行うこと」では、意味合いが大きく異なる。我々の審議では、多くの関係者から、「健全な注意を払うこと」の重要性とともに、その旨を明示すべきとの指摘がされた。また、本DPについての意見募集に対しても、財務諸表利用者及び作成者の双方から同様の指摘がされた。このため、我々は、概念フレームワークの見直しにおいて、「慎重性」の意味を明確化することが非常に有用と考えている。
180. 我々は、2010年改訂前の概念フレームワークにおいても、この点について一定の説明がされていたと認識している。このため、概念フレームワークの見直しを進めるにあたって、注意深くあることが重要である旨を強調しつつ、従来の記述を復活させることを提案する。

以上

別紙 2

2010 年改訂前のフレームワーク及び現行の概念フレームワークにおける記載 (関連する部分を抜粋)

1. 「受託責任」に関する概念フレームワークにおける記載

2010 年改訂前の概念フレームワーク (関連部分を抜粋)

財務諸表の目的

(中略)

14 財務諸表はまた、経営者の受託責任(stewardship)又は経営者に委嘱された資源に対する説明責任(accountability)の結果も表示する。経営者の受託責任(stewardship)又は説明責任(accountability)の評価を行いたいと考える利用者は、経済的意思決定を行うために、それらの評価を行う。かかる意思決定には、例えば、利用者が当該企業に対する投資を保有又は売却するかどうか、経営者を再任又は交替させるかどうかなどが含まれる。

現行の概念フレームワーク (関連部分を抜粋)

OB3 現在の及び潜在的な投資者による、資本性及び負債性金融商品の売買又は保有に関する意思決定は、当該金融商品への投資から彼らが期待するリターン（例えば、配当、元利支払又は市場価格の上昇）に左右される。同様に、現在の及び潜在的な融資者及び他の債権者による、貸付金及び他の形態の信用の供与又は決済に関する意思決定は、彼らが期待する元利支払又は他のリターンに左右される。投資者、融資者及び他の債権者のリターンに関する期待は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期及び不確実性（見通し）に関する彼らの評価に左右される。したがって、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つ情報を必要としている。

OB4 将来の正味キャッシュ・インフローに関する企業の見通しを評価するために、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が必要としているのが、企業の資源、企業に対する請求権、及び企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたかに関する情報である。このような責任の例としては、企業の資源を価格や技術の変化などの経済的要因の不利な影響から保護することや、企業が法令及び契約条項を遵守することを確保することなどがある。経営者の責任の履行に関する情報は、経営者の選択に投票その他の形で影響を与える権利を有する現在の投資者、融資者及び他の債権者の意思決定に関しても有用である。

概念 ED (関連部分を抜粋)

1.3 現在の及び潜在的な投資者による、資本性及び負債性金融商品の売買又は保有に関する

意思決定は、当該金融商品への投資から彼らが期待するリターン（例えば、配当、元利支払又は市場価格の上昇）に左右される。同様に、現在の及び潜在的な融資者及び他の債権者による、貸付金及び他の形態の信用の供与又は決済に関する意思決定は、彼らが期待する元利支払又は他のリターンに左右される。投資者、融資者及び他の債権者のリターンに関する期待は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期及び不確実性（見通し）に関する彼らの評価及び企業の資源に係る経営者の受託責任の評価に左右される。したがって、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者は、それらの評価を行う企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つ情報を必要としている。

1.4 将来の正味キャッシュ・インフローに関する企業の見通しを評価するために、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者は、それらの評価を行うのに役立てるために、以下に関する情報を必要としている。

- (a) 企業の資源、企業に対する請求権及びそれらの資源及び請求権の変動 (1.12 項から 1.21 項参照)
- (b) 企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたのか (1.22 項から 1.23 項参照)。このような責任の例としては、企業の資源を価格や技術の変化などの経済的要因の不利な影響から保護することや、企業が法令及び契約条項を遵守することを確保することなどがある。経営者の責任の履行に関する情報は、経営者の選択に投票その他の形で影響を与える権利を有する現在の投資者、融資者及び他の債権者の意思決定に関しても有用である。

2. 「慎重性」に関する概念フレームワークにおける記載

2010 年改訂前の概念フレームワーク（関連部分を抜粋）

37（中略） 慎重性は、不確実性の状況下で要求される見積りにあたって必要とされる判断の行使に際して、資産又は収益の過大表示及び負債又は費用の過小表示とならないように、ある程度の用心深さを要求するものである。しかし、慎重性の行使によって、例えば、秘密積立金若しくは過大な引当金の計上、資産若しくは収益の故意の過小表示又は負債若しくは費用の故意の過大表示となることは、財務諸表が中立性を失い、したがって信頼性の特性を有しなくなるため、容認されるものではない。

現行の概念フレームワーク

記載なし。

概念 ED（関連部分を抜粋）

2.18 中立性は、慎重性の行使によって支えられる。慎重性とは、不確実性の状況下で判断を行う際に警戒心を行使することである。慎重性の行使は、資産及び収益を過大表示せず、負債及び費用を過小表示しないことを意味する。同様に、慎重性の行使は、資産及び収益の過小表示や負債及び費用の過大表示を認めるものではない。そのような誤表示は、将来の期間における収益の過大表示又は費用の過小計上につながる可能性があるからである。

3. 「信頼性」に関する概念フレームワークにおける記載

2010年改訂前の概念フレームワーク（関連部分を抜粋）

財務諸表の質的特性

24 質的特性とは、財務諸表が提供する情報を利用者にとって有用なものとする属性をいう。4つの主要な質的特性とは、理解可能性、目的適合性、信頼性及び比較可能性である。

信頼性

31 情報はまた、それが有用であるためには、信頼しうるものでなければならない。情報は、重大な誤謬や偏向がなく、またそれが表示しようとするか、あるいは表示されることが合理的に期待される事実を忠実に表現したものとして利用者が信頼する場合に、信頼性の特性を有する。

32. 目的適合性を有しているが、性質又は表現において信頼性を有しない情報を認識することは、判断を誤らせる可能性がある。例えば、損害請求の妥当性とその金額が訴訟で争われる場合には、企業がその損害請求の金額と状況を開示することは適切であっても、貸借対照表に当該請求額のすべてを認識することは適切ではない可能性がある。

質的特性の間の均衡

45 実務上、質的特性の間の均衡又はトレード・オフを衡量することがしばしば必要となる。その目的は、通常、財務諸表の目的を満たすために、質的特性間に適切な均衡を図ることにある。様々な状況における質的特性の相対的重要性は、職業専門家の判断事項である。

現行の概念フレームワーク（関連部分を抜粋）

基本的な質的特性の適用

QC17 情報は、有用であるためには、目的適合性があり、かつ、忠実に表現されていなければならない。目的適合性のない現象の忠実な表現も、目的適合性のある現象の忠実でない表現も、利用者が適切な意思決定を行うことに役立たない。

QC18 基本的な質的特性を適用するための最も効率的かつ効果的なプロセスは、通常は次のようなものとなる（補強的な質的特性とコストの制約の影響も受けるが、この例では考慮していない）。

最初に、報告企業の財務情報の利用者にとって有用となる可能性のある経済現象を識別する。

第2に、その現象に関する情報のうち、利用可能で忠実に表現できるとした場合に最も目的適合性の高い種類の情報を識別する。

第3に、その情報が利用可能で忠実に表現できるかどうかを判断する。もしそうであれば、基本的な質的特性を充足するプロセスはそこで終了するが、そうでない場合には、その次に目的適合性の高い情報でそのプロセスを繰り返す。

概念 ED (関連部分を抜粋)

目的適合性

(中略)

測定の不確実性

2.12 財務情報の目的適合性に影響を与える1つの要因は、測定の不確実性のレベルである。
測定の不確実性は、ある資産又は負債の測定値が直接には観察できず、見積らなければならぬ場合に生じる。見積りの使用は、財務諸表の作成の不可欠の一部であり、財務諸表の目的適合性を必ずしも損なうものではないが、見積りは適切に記述し開示する必要がある(2.20項参照)。

2.13 見積りは、たとえその見積りに高いレベルの測定の不確実性がある場合でも、目的適合性のある情報を提供する可能性がある。それでも、測定の不確実性が高い場合には、見積りは測定の不確実性のレベルが低かったとした場合よりも目的適合性が低い。したがって、測定の不確実性のレベルと情報の目的適合性を高める他の要因との間にトレードオフがある。
例えば、見積りの中には、見積りの不確実性の高さが他の要因を上回っているため、もたらす情報にほとんど目的適合性がないものがある。他方、測定の不確実性のレベルが高くても、見積りが最も目的適合性の高い情報を提供する場合には、当該見積りの使用を妨げるものではない。

基本的な質的特性の適用

2.20 情報は、有用であるためには、目的適合性があり、かつ、忠実に表現されていなければならない。目的適合性のない現象の忠実な表現も、目的適合性のある現象の忠実でない表現も、利用者が適切な意思決定を行うことに役立たない。例えば、見積りは、報告企業が適切なプロセスを適切に適用し、その見積りを適切に記述して当該見積りに大きく影響を与える不確実性を説明している場合には、忠実に表現される可能性がある。しかし、見積りに目的適合性がない場合には、提供される情報は有用ではないであろう。

以 上

別紙 3

IASBによる概念フレームワークの公開草案（2008年）に対する当委員会からの
コメント¹⁷（関連する部分を抜粋）

II 「財務報告の目的」に関して

(1) 焦点を合わせる利用者の拡張と情報の有用性

3. 焦点を合わせる利用者についての基本的なスタンスを変更するのであれば、その必要性について、現行フレームワークで生じる不都合と、提案されている変更で期待できる改善内容の両面から明確に説明すべきである。

公開草案「財務報告の概念フレームワーク改訂案」（以下、ED）では、一般目的財務報告の目的は、現在ならびに潜在的な持分投資者、貸付者およびその他の債権者が、資本提供者としての資格において意思決定する際に有用な報告企業に関する財務情報を提供することにある（OB2）、とされている。したがって、一般目的財務報告で提供される情報は、利用者である現在ならびに潜在的な持分投資者、貸付者およびその他の債権者が共通して必要としている情報ということになる。しかし、必要な情報は利用者により異なるはずである。ED のOB 6 でも、それぞれの利用者が必要としている情報が示されている。

現行のIASB の「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」（以下、IASB FW）では、リスク資本の提供者である投資者のニーズに応えることに焦点を合わせることによって、結果としてその他の利用者のニーズに広く応えることができるとの認識に立っている（IASB FW para. 10）。しかし、今回提案されたED においては、幅広いユーザーのニーズに応えることを目的として掲げるとともに（OB4）、リスク資本の提供者である投資者を含め、特定のグループのニーズに焦点を合わせることについては否定しているように、基本的なスタンスが変更されている。このような根本的なスタンスの変更を行うためには、現行のIASB FW に関してどのような不都合があり、今回の改訂によりどのような改善が期待できるのかについて、明確に説明する必要がある。

4. 焦点を合わせる利用者を拡張し、彼らに共通して必要な公約数としての情報を提供すれば、提供される情報量は減少する。最終的なリスクを負担し、それゆえ最も多くの情報を必要とする株主に焦点を合わせることにより、それ以外の利用者の要求も基本的には満たされる。

¹⁷ 本コメントレターは、基本概念ワーキング・グループによって検討されたものである。

一般的にいえば、情報の利用者を拡張し、すべてのクラスの利用者に共通して必要な公約数としての情報を提供することになると、それだけ提供される情報量は減少し、それぞれのクラスの利用者にとっての情報の有用性は低下せざるを得ない。そうなれば、一般目的財務報告が提供する情報は、どのクラスの利用者にとってもそれだけでは意思決定情報としては不十分なものとなる。ED では、あるクラスの利用者にとって有用な情報を補足的に提供することも妨げないとされているものの、それは結局のところ、一般目的財務報告が提供する情報量の減少を補足情報により補っているに過ぎない。

債権者と株主とは、同じく資本提供者ではあっても、彼等のペイオフは当然異なり、それゆえに必要とする情報も異なるはずである。資本提供者の中で、最終的なリスクを負担する株主は最も多くの情報を必要としており、彼等が必要とする情報を提供することにより、それ以外の利用者の要求は基本的に満たされると考える。最も多くの情報を必要としている株主の情報ニーズを満たした上で、なお不足する債権者固有の情報ニーズがあれば、その部分について追加的に開示を求めることとすべきである。それにより、各クラスの資金提供者のニーズを、最大限に満たすことが可能となるのである。

以 上